

富田林市ウェブサイト広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市広告事業実施要綱（平成29年富田林市要綱第27号、以下「要綱」という。）に基づき、富田林市がインターネット上に公開している富田林市ウェブサイト（以下、「市ウェブサイト」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ウェブサイトに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 要綱第3条第1項各号に定めるもの
- (2) 市ウェブサイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (6) アフィリエイトサイトに代表される成果報酬型サイトなどで、第三者のサイトへのリンクや広告が多数掲載されているもの
- (7) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

2 市ウェブサイトに掲載することができる業種及び事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 要綱第3条第2項各号に定めるもの
- (2) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

3 前項の規定は、第4条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が市ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイト（以下、「広告主ウェブサイト等」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載の申込み)

第3条 市ウェブサイトに広告掲載の申込みをしようとする者（以下、「申込者」という。）は、富田林市ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1号。以下、「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(申請の審査)

第4条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、ウェブサイト広告掲載審査会を開催し、第2条の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

- 2 ウェブサイト広告掲載審査会は、委員長、委員をもって組織する。
- 3 委員長は市長公室長を、委員は都市魅力課長、人権・市民協働課長、商工観光課長を充てる。
- 4 委員長は、必要に応じ関係課長を出席させることができる。

(広告原稿の作成等)

第5条 広告主は、市が指定する期日までに、広告原稿を電子データ及び紙に印刷したもので市に提出しなければならない。

- 2 広告原稿の作成にあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に市と協議しなければならない。
- 3 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の規格等)

第6条 市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地 55 ピクセル×左右 165 ピクセル
- (2) 画像形式 GIF 形式
- (3) 容量 40KB 以内

- 2 広告の掲載位置、掲載順序は、市が指定する位置とする。
- 3 市ウェブサイトへ掲載するバナー広告は、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、バナー広告全体、または一部を高速に点滅させることは認めない。
- 5 前各号に掲げるもののほか、バナー広告のデザインに関して必要な事項は、市長と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は原則3カ月単位とし、掲載開始年度の3月末日まで複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告は、掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 広告掲載期間中、市の都合により市ウェブサイトを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間について広告掲載を延長するものとする。
- 4 市長は、必要があれば決定された掲載期間の前に1カ月を限度として広告を掲載することができる。この場合広告掲載料は徴収しない。
- 5 市長は、公職選挙法等に基づく公示(告示)期間中は広告掲載を中止することができる。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) トップページ 1カ月 10,000円
- (2) 大分類ページ「暮らし・手続き」「子育て・教育」「健康・福祉」「しごと・産業」「市政情報」「安心安全ガイド」 1カ月 各3,000円

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が別に定める納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の決定の取消し)

第10条 市長は、広告主の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 要綱第13条各号に定めるもの
- (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主ウェブサイト等が、事前の連絡なく、閉鎖されたとき
- (4) 広告主ウェブサイト等の内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第1項の規定に反する状態に至っていると市長が判断したとき
- (5) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると市長が判断したとき

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長と広告主が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年6月13日から実施する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から実施する。

附 則

この要領は、令和７年８月２１日から実施する。